

### 第 3 回 農業委員会委員の定数等検討委員会会議録

召集年月日	平成16年1月27日(火曜日) 午後1時30分		
召集の場所	築館合同庁舎 第1会議室		
出席者	氏 名		職 名
	1番	佐藤 龍 光	農業委員会会長 (築館町)
	2番	千葉 聰	" (若柳町)
	3番	鈴木 征 夫	" (栗駒町)
	4番	武田 邦 彦	" (高清水町)
	5番	門 傳 仁	" (一迫町)
	6番	佐藤 健 一	" (瀬峰町)
	7番	高橋 次 男	" (鶯沢町)
	8番	菅 原 博	" (金成町)
	9番	石川 秋 男	" (志波姫町)
	10番	千葉 幸 雄	" (花山村)
	11番	長谷川 厚 子	学識経験委員 (築館町)
	12番	三 浦 徹 也	" (若柳町)
	13番	千葉 久	議会議員 (栗駒町)
	14番	佐藤 幸 生	" (高清水町)
	16番	佐々木 幸 男	議会議員 (瀬峰町)
	17番	大 内 朗	" (鶯沢町)
	18番	飯 田 明	学識経験委員 (金成町)
	19番	白 鳥 一 彦	" (志波姫町)
	20番	中 鉢 泰 一	議会議員 (花山村)
	欠 席 者	15番	山 村 喜 久 夫

次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 案 件
  - 1 ) 選挙による委員定数及び選挙区設置についての検討
  - 2 ) その他
- 4 閉会の挨拶
- 5 閉 会

### 第3回 農業委員会委員の定数等検討委員会

#### 1. 開 会 午後1時35分

**小野寺(桂)調整第二班長** 定刻回りましたけれども、出欠の報告をさせていただきます。

一迫町の山村喜久夫委員が、本日都合により欠席という事前の報告がございました。以上1名報告がございまして、全員お揃いでございます。定足数に達しておりますので、第3回の農業委員会委員の定数等検討委員会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、石川委員長の方からご挨拶を頂戴いたします。

#### 2. 挨拶

**石川秋男委員長** 皆さん、今日はどうも大変ご苦労様でございます。

今、事務局から話がありましたとおり、今日で3回目という検討委員会でございますが、皆さんには大変お忙しい中ご都合をつけていただきまして、ご出席を賜りましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

今まで2回ほど検討委員会を開いてきた訳でございますが、いずれにしても、案件について1件1件協議していただいて、皆さんのご苦労により今日で3回目を迎えて、どうかこの検討委員会も最終日を迎えたいなというような感じで、私の方は考えております。どうかひとつその辺いろいろとご意見もあろうと思いますけれども、やはりそれをここに来まして、いろいろ検討しなければならないというふうなことが多々あると思いますけれども、合併協の方におきまして着々と合併の動きが進んでいる状況でございますので、この農業委員会等に関する、定数等に関する問題ばかりではございませんので、我々としましても、その辺のところ十分に考慮しながら、今日の検討委員会を最後にいたしたいという考えを持っておる訳でございますので、どうかひとつ委員の皆様方に特段のご協力を賜りまして、今日の委員会がスムーズに行われることをお願い申し上げまして、簡単でございますけれども開会の挨拶に替えさせていただきます。よろしく申し上げます。

**小野寺(桂)調整第二班長** どうもありがとうございます。

大変申し訳ございません。前回までの会議の会場と別になっておりまして、事務局側は本来であれば委員長さん方のお席の後ろ側に座って逐次連絡を取りながら、調整を取らせていただいておりますけれども、会場の関係上こういう席になりましたことを、あしからずご了承いただきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、案件の方に入らせていただきます。

進行につきましては、規程に基づきまして委員長さんが議長役ということでお願い申し上げ、進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

**石川秋男委員長** それでは、直ちに会議に入る訳でございますけれども、委員長が議長ということでございますので、暫時の間進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いのほどを申し上げます。

### 3. 案 件

#### 1) 選挙による委員定数及び選挙区設置についての検討

石川秋男委員長　それでは、早速案件に入ります。

1)でございますが、選挙による委員定数及び選挙区設置についての検討、前回までの集約事項でございます。選挙区について、「農業委員会等に関する法律10条の2第2項を適用し、当分の間合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとする」、こういうことございました。これに関して質疑か何かあれば。

これはこれで、前回で決まった訳だからね。

今、申し上げましたのは、今までの集約した事項でございます。したがって、この選挙区における、今日は定数の問題を皆さんで検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。(「はい」の声あり)

佐々木幸男委員　瀬峰の佐々木でございます。

選挙区の区域については、先般の委員会で、これまで決めてきた訳であります、このように行うことができるようになった訳であります、区内の定数の配分の考え方ですね。先般、若柳の三浦さんの方からは「選挙人に比例」ということで示された経過が、資料が出された訳であります、ご案内のとおり、選挙人名簿、農業委員会につきましては、毎年作成して変更している訳であります、本来であれば、選挙人が農業情勢はこのような状況にありますから、本来であれば下がってくる訳なんです。変わらないのか分かりませんが、この資料、私どもの方の瀬峰地区において選挙人名簿で調べますと、今年はこれにおいては1,713人なんです、今年は1,558人と下がっている訳です。そういう中で、ここで定数を選挙人の名簿の人数によって割り振りするというのは、私は考え方としていかなものかというふうに思っております。農業委員会の皆さん方、委員さん方に一生懸命やっただけなのは、農業行政と農地に関わる問題がほとんどでございます、農地の面積は余り町内でも道路用地とかそういったものを買収される分はあるんですが、あとは余り農地として移動はないのではないかと。町全体としてですね。個人的な問題はあると思っております、そういったことを考えますと、私は農地の面積で農業委員の定数を定めるべきではないのかなというふうに思うのでありますが、その点、皆さん方にお諮りをいただきたいと思うんです。

石川秋男委員長　ただ今瀬峰の委員の方から、お聞きのとおりのご意見があった訳でございます。その中で、皆さんがどういうふうなお考えでおられるのか、その辺をお聞きしたいと思いますので、よろしくご検討をお願いいたします。(「はい」の声あり)

三浦徹也委員　若柳の三浦と申します。

この前いただきました基礎資料の修正がございまして、いただいたんですが、私この前お話し合いの検討資料ということで出したのでありますが、資料の訂正がありましたので作り直してきましたので、委員長さん、ひとつ皆さんに渡していただければなと。

石川秋男委員長　配布を認めます。

三浦徹也委員　この前の表の数字の中では、ちょっと被選挙人のところで、金成町のところが6名

となっていたんですが、計算上の誤りがありまして、そこを今度の新しい資料では5人となっておりますが、この前の資料は破棄していただいて、この新しい本日の資料を見ていただきたいと思います。

今回は、この前は面積と選挙人と書いてきていたんですが、基準農業者数という言葉も表の中には出ていますので、3つについて計算をし直して参りました。その結果、定数の合計がいずれも39人となって、最大定数を40人というところを基礎にして計算したのですが、なぜ1つの差が出たかといいますが、計算上四捨五入をしたものですから、これに1人の差が出たということでありまして、ただ、この表はあくまでお話し合いの材料でありまして、このようになりますという決定したものではありませんので、参考のために持ってきたところでございます。

いわゆる選挙登録者数からいいますと、各町村をご覧のとおり的人数になって39人、面積からいってもやはり39人、それから基準農業者数というところを見ても総計で39人となります。ただ、これのどこを標準とするか、今ご意見の中に面積ならばというご意見もあったようでございますが、どこをどうすればいいかということは、私は余り農業に詳しくないのでお話し合いの中でしてもらえばいいと思いますし、もう1つは、この基準農業者数でいくと、栗駒町の場合が計算上9人となりますし、面積でいえば栗駒町が一番大きく8人、それから選挙人でいきますと栗駒町が7人というふうなことになっていくよということでございます。こうやって見ますと、花山村の場合はいずれも1、1、1となることなんですが、これは農業行政とか、あるいは1人の委員さんで果たしているのかという疑問もありませんが、ただ、これもやはり公選でございますので、1票の格差問題が生じなければ、この数字を話し合いをもって改めていただければなという協議の資料として持って参りましたので、ご検討の材料にしていただければ幸いです。以上です。

**石川秋男委員長** 今、若柳の三浦さんの方から提出されましたけれども、参考資料ですか、これを提出された訳でございますけれども、こうなると最大の40人には少し欠ける訳でございますが、これも1つの参考でございますので、皆さんどうぞ検討願いたいと思います。

さらには、何か他にもお考えの方があれば、お話をいただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。（「はい」の声あり）

**佐藤龍光委員** 築館の佐藤でございます。

第2回の検討委員会で資料を出してもらいましたので、私の方でも検討をいたしてみたいので、幸いにして若柳の方にご検討をいただいた中で、さらに検討して見た訳なんですけど、当初の時は、1回目の時は花山さんはゼロでありまして、私達現地に携わっておる中におきまして、今ご指導を受けました瀬峰の佐々木委員さんの方からもありましたが、選挙人と、それから地域の面積といろいろありましたが、当初お考えになりまして、実際に考えてみますと、やはり若柳の委員さんのおっしゃられるように、選挙人ということだけ考えれば、人数の少ない差というのは確かにある訳でございますけれども、私達農業委員会で現地を扱っている関係上、選挙人の格差ばかりでも何かうまくいかないのではないかなというふうにご考えましたので、私が大体見た数字をちょっと口頭で今読み上げてみますから、今の資料の紙に書いていただきたいなと思うのですが、違うところは栗駒町の2というところが、私の方で選挙人名簿ということを先に計算してみますと7人でございます。

それから、3町飛びまして鷺沢町の1となっておりますけれども、これは2、私の方では2と見た訳でございます。それから、花山村さんの、2回目の時は面積があつて1名ということでございますけれ

ども、これは私は2名はなくてはならないのではないかなというふうに考えましたので、一応数字を入れてみました。

それで、先の資料によりましては、区域面積が1万ヘクタール以上あるのは栗駒町と花山村でございます。それで、数字を割って端数が出て40人ということで指示がありましたので、農業委員会としてはもう少し多い人数をお願いしたいのですけれども、選挙法に絡んで40というところに、最低のところまで私達考えていたところを持ってこられましたので、この40でどうにかならないのだろうかということで勘案しまして、その端数のところを花山村さんをお願いして、1万5,890ヘクタールの面積のところ、農地は503ヘクタールしかないようでございますけれども、その面積の中に集約されて問題が出た場合に、果たして1人でそれを見られるのかどうかということが一番最初に考えた訳でございます。それで、今申し上げた数字で割り振りをしたらどうなのかなというふうに考えましたので、地域の面積の全体面積と耕地面積と、それから選挙人名簿の3つを大体勘案して割り振りしてみたところが、そう余り各地域の格差がないようなので、私はどうかと、こういうふうに今日をお願いしてみたいなというふうに考えてきましたので、ひとつご検討をお願いしたいと、こういうふうに思います。以上でございます。

**石川秋男委員長** ありがとうございます。佐藤委員さん、今のお話ですと、だから何か資料があれば、事務局の方にやっておれば、コピーしてもらって問題解決するのでは。

**佐藤龍光委員** 作ってこなかった。今、数字が違ったところだけ数字を申し上げて、ちょうど資料貰いましたので、これに申し訳ないけど、違ったところはですね……

**石川秋男委員長** いいです。まずそれでは分かりました。今の考えている中の考えですね。

**佐藤龍光委員** 皆さん、これは新たにコピーしなくたって、（「分かります」「上から数字的に言ってもらって」の声あり）

それでは、せっかく若柳の委員さんに書いていただきましたので、ご利用させていただいて一番定数のところだけを申し上げます。私も築館は5で持って参りました。若柳が5になっておりますけれども、これ私が計算したのは6でございます。それから、栗駒町さんの9となっておりますけれども、これは7で計算いたしました。それから、清水町さんにつきましては2でございます。一迫町さんも5でございます。瀬峰町さんも2でございます。鶯沢町さんの1が2でございます。それから金成町さんは5でございます。志波姫町さんは4、それから花山村さんの1が2に私はお願いして、計40という形をお願いできればなというふうに考えたので、ひとつ皆さんのご意見を伺っていただきたいと、こういうふうに思います。（「はい、よろしいですか」の声あり）

**佐々木幸男委員** 先ほど面積割で、面積の考えの中で定数の考え方をした方がいいんじゃないですかという話をしたのですが、皆さん具体的な話になったものですから、私も具体的にお話ししたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

**石川秋男委員長** はい、どうぞ。

**佐々木幸男委員** 今、佐藤委員さんの言われたように、栗原10ヶ町村の合併がなされるのだというふうな雰囲気の中で進めている訳でありますから、当然そういった中で、農業委員さんについては各10町村に、各町村にまずもっていなければならないというふうなことで考えれば、各町村に頭から1名ずつ配置をすると、均一に、各町村に1名を配置をしますと、そうしますと、40名のうち10名はそ

こでなくなる訳です。その中で、あとの30名を面積配分する。面積で定数を出すというふうなことをしますと、栗原約2万ヘクタール、2万8ヘクタールある訳ですが、これを30で割りますと667ヘクタールになるんです。そういった中で、今佐藤さんと私が食い違って申し訳ないんですが、築館町さん2,397ヘクタールを667で割りますと3.59です。それから若柳町さん、2,638ヘクタールをさっき言った667で割ると3.95、それから栗駒町さんが5.99、それから高清水町さんが1.73、一迫町さんが3.93、瀬峰が2.28、鶯沢町さんが0.97、金成町さんが3.67、志波姫町さんが3.10、花山村さんが0.75というふうなことでございまして、それを四捨五入といいますかそれをしますと、築館町さんが、その30名の枠の中で3名、若柳町さんが4名、栗駒町さんが6名、高清水町さんが2名、一迫町さんが4名、瀬峰が2名、鶯沢町さんが1名、金成町さんが4名、それから志波姫町さんが3名、花山村さんが1名、30名プラス10名となりますと40名ということになる訳でありますから、農業委員さん方は農地に関わる問題が一番多い訳でありますから、それが均衡のとれる設け方かなというふうに私なりに考えてきた訳でございます。ご検討いただければなと思います。

**石川秋男委員長** ありがとうございます。

ただ今の案ですね、3人のご意見が出た訳でございますが、その3人のご意見の中で、これから検討する訳でございますけれども、その他ございせんか。なければ、この3案件でもって検討してまいりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

**佐藤龍光委員** 確かにこれは先ほども申し上げましたとおり、公平性ということが一番これは重要になるので、1人当たりの農地面積を出せば、選挙委員というのは出てきますけれども、何回も申し上げるように、この農地の面積、委員会に係るこの面積については、面積ではなくて議案につきましては必ず現地調査というものがつきまとうものでございますから、具体的にやってこの委員さんにその地域だけということではないですけれども、40人でこの8万ヘクタールの地域を見守るといことは非常に難しいのではないかという、先の会長さん方の会合の時からずっとこの問題が非常に大きくクローズアップされてきておりましたので、そうしたらその少数のところはどのように持っていった方がいいだろうかということで、今、佐々木委員さんがおっしゃられたようなこともいろいろ検討されましたけれども、私の方は、この花山さん、鶯沢さんの1名というのはちょっとできるのかなと。（「2名だ」の声あり）

そういう形で勘案してみた訳で、この面積の実際の中ですれば、いいのではないだろうかなというふうに私はしたいなと、このように考えるものでございます。

**石川秋男委員長** いろいろと意見がございしますが、まず1つは、基本としまして農地面積を取るか、あと1つは選挙人の数を取るかというのが1つの目安になるのではないかと思いますけれども、皆さんいかがですか、この辺については。（「よろしいですか」の声あり）

**濁沼事務局次長** 事務局です。ちょっとだけ確認をさせていただきます。

皆さんの第1回目の検討委員会、12月21日の検討委員会の時に資料としてお渡ししておりますが、その5ページをお開きいただきたいと思っております。ただ今皆さん方から選挙区を設ける場合の定数の考え方の基本となるのは、これは選挙人が、それと面積かということが今ご意見が出たようであります。これは、この5ページの右側、選挙区、農業委員会等に関する法律、この抜粋をちょっとご覧いた

だきたいと思います。これは、どちらをとって選挙区の人数を決めるかという部分については、農業委員会等に関する法律で、これは定められています。第10条の2第3項の部分です。これは、前項の場合という、これは選挙の単位、選挙区を設けるとあるんですが、「各選挙区において選挙すべき農業委員の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して条例で定めなければならない」と。別な言い方をしますと、これは面積ではなくて、委員の定数は選挙人の数に比例してということで、これは農業委員会等に関する法律、このような定めがあります。それでありますから、最終的に選挙区の人割振り、面積を含めて最終的に決定をされたとしても、基本的には、その議論は選挙人の数に比例して検討するようにということでありますから、この辺を前提にしてご議論いただければよろしいのかなという感じがいたします。

**石川秋男委員長** どうもありがとうございます。

今お聞きのとおりでございます。あくまでも選挙区を設けた場合には、選挙人の数に比例するということが定められているということでございますので、その辺をお含みの上でご検討をお願いいたします。（「はい」の声あり）

**千葉 久委員** 栗駒町の千葉です。ただ今事務局から説明がありましたとおり、選挙区の第3項に、「前項の場合において、各選挙区で選挙すべき農業委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して条例で定めなければならない」というような条例がございます。これにちなみまして、先ほど提案されました若柳の三浦さんの数字、総数に対しての割り振りで39名でございますが、先ほど築館の農業委員会長さんから報告がありましたとおり、花山を2にして40名というような総数で私は賛成をしていきたいと思いますので、委員長さんの議決の方を進めていただきたいと、このように思います。

**石川秋男委員長** ありがとうございます。

ただ今栗駒町さんの方から、千葉さんの方からお話がありましたとおり、若柳町の三浦さんの案も結構ですけども、やはり最大限の40人にすることによって、築館町の佐藤さんの案に同意して私は賛成しますということでございますが、それに皆さんがご異議がなければこれで決したいと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」の声）

**石川秋男委員長** どうもありがとうございました。

それでは、今の決定された内容を、事務局、もう1回確認の意味で皆さんに報告を。

それでは、暫時休憩します。

午後2時07分 休憩

午後2時27分 再開

**石川秋男委員長** 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただ今事務局が配付したのは、農業委員の定数について今回決定をいたしましたことを確認するものでございまして、確認の意味で皆さんに渡した訳でございますので、これは先ほど決定していただいたものでございますので、よろしくお願いたします。

## 2) その他

**石川秋男委員長** それで、まずもって皆さんにお諮りしたいのですが、合併協議会の方から付託された案件につきましてはこれで終わる訳でございますが、その他、あと検討委員会も恐らくないだろうと思いますので、何かこの機会に合併協の方に要望とか確認があれば、伺って参りたいと思いますので、ひとつよろしく委員の皆さんお願いいたします。（「はい」の声あり）

**中鉢泰一委員** 1つお聞きしたいと思います。

任期の関係でございますが、第15条ですか、「一般選挙において選出された委員の任期満了の日まで在任する」というふうになっておりますが、学識経験の場合どういう取扱いになっておりますか、この辺についてお伺いいたします。

**石川秋男委員長** 一応議会選出と、あと農業団体の推薦と合わせて最大で7名なんですね。それに今度改正になって、土地改良も出るということになれば、議会選出も変更になる訳です。

**中鉢泰一委員** それでは、今回は土地改良も入るようになるのですか。

**石川秋男委員長** 恐らく入ると思います。事務局、その辺聞かせて下さい。

**千葉事務局次長** 検討事項ということで、今そういった進み方ではいるようです。ただ、土地改良区の委員さんが入ってくるとかは正式決定ではないということは出されております。

**石川秋男委員長** ただ、恐らく平成17年度あたりまでになるんでないかということ。

**千葉事務局次長** そうですね、そのような形で進んでいるようでございます。

**石川秋男委員長** 恐らくこれは、土地改良区の範囲ということが多いため、このようになるのではと。（「はい」の声あり）どうぞ。

**門傳 仁委員** 今の定数も同じなんですけれども、これは確認とらなくていいですか。これで決まりましたということでもいいんですか、確認は。

**石川秋男委員長** 確認の意味で、だからこれが渡されたんです。さっき案件は決定していただいたんだから。

**門傳 仁委員** 決定したんですか。

**石川秋男委員長** ええ。

**門傳 仁委員** いろいろな数字がありましたものですから、これでいいのかな、どうなのかなとちょっと思いましたので。

**濁沼事務局次長** それでは、もう1度確認をさせていただきます。

これは、この資料の上の部分については、これは現行の各町村の10ヶ町村の農業委員の定数に関するすること、それから改選期、満了日等々を記載してあります。

それから、農業委員会の選挙委員の定数基準となります区域面積、農地面積、それから基準農業者数等々であります。

それから、6番目としましては、平成14年度の農地法の届出処理件数を、この資料によると、このようになっております。それで、いろいろご協議いただきました内容については、その下の下段の部分があります。この農業委員会の委員の選挙の定数ですが、これはお分かりのように公職選挙法が適用されます。当然、公職選挙法が適用なりますと、1票の格差の問題がどこまでも発生いたします。これ

は、既に新市の議会議員の選挙の、最高裁の判例として、3.0を超えた部分については、違法性があるということでありまして、市会議員の議員については3.0以内ということで、この1票の格差をそれを基本として各選挙区の定数を協議した経過があります。当然、農業委員会の選挙区についても、この1票の格差の問題があります。

今いろいろご議論いただきましたが、最終的に確認された部分が、築館町が5人、それから若柳町が6人、栗駒町7人、高清水町2人、一迫町5人、瀬峰町2人、鶯沢町2人、金成町5人、志波姫町4人、花山村2人、総計は定数40人ということになりました。それで、先ほど言いましたように、1票の格差、最終的には一番低い町村については、これは花山村さんについては1票の格差が1.0ということで、一番大きい格差のものについては高清水さんの2.29という部分で、こういう1票の格差で収まっているということでありまして。

それから、もう1つは、今こういう内容で確認をもう1度していただきたいと思うのですが、今度は委員長報告ということで、これを協議会長に文面で、附属機関のこれまでの協議結果を踏まえた、協議会長に報告する部分があります。この部分については、今事務局の方でコピーをとっております。間もなく出てくると思うのですが、その内容で委員長報告として協議会長に協議会の席上で報告することになります。その報告部分については間もなく皆さんにご配布いたします。もう1度確認をしていただきたいと思いますが、ちょっとだけお待ちをいただきたいと思います。（「はい」の声あり）

**門傳 仁委員** 当分の間選挙区を置くということは決まった訳でございますが、例えば花山村さんが503ヘクタールという数字が現在ある訳でございますが、その503ヘクタールが例えばその後500ヘクタール以下になった場合、当然選挙区は置けなくなると思う訳ですが、その辺はどうなんですか。どこで数字を押さえるというふうになるのですか。

**石川秋男委員長** 503ヘクタール以下になった場合ですか。

**門傳 仁委員** 当分の間は置くということになったんですけれども、もしその間で置けなくなったという場合は、やはり改めてまた選挙区の会議をするようなことになるのですか。

**石川秋男委員長** 極端になればそういう形になるんでしょうが、今、選挙区を設けた内容になっているので、その選挙区を設けた中での協議は出て来るでしょうね。

**門傳 仁委員** 当然、多分兼業とかそういうものがどんどん進んでいくと耕地が減っていきますので、そういう可能性もあるなとちょっと思った訳です。それは、（「よろしいですか」の声あり）

**濁沼事務局次長** 今ご質問があったように、選挙区を設ける場合の選挙区の縛りがあります。当然、基準に満たなくなってきた場合については、単独の選挙区を設けられないということですから、2つの基準を解決できるような区割りにもう1度変えなければならないということになります。

今のお話から言うと、例えばの例ですが、花山さんを例にとりまして、そのように面積要件が変わってきたという部分については、もしそうなったとすれば、花山さんの旧区域の選挙区は設けられないということになります。（「はい、いいですか」の声あり）

**門傳 仁委員** それから、農業委員会の運営に関する事ということで、例えば前回も申し上げましたが、農業委員協力員という形とか、それから職員の体制、それから存続する農業委員会の職員に対するものでございますが、申請の体制、申請そういう一連のことに関しては合併協議会の中で協議されるのか、それとも今後存続される農業委員会の中で協議されるのか、その辺のところはどういうふう

になっていますか。

**石川秋男委員長** はい、事務局。

**濁沼事務局次長** これは、前日もそういうお話があったかと思うのですが、今、各町村、これは方向付けには総合支所ということで、本庁があって、各10ヶ町村が総合支所機能ということになりました。今総務部会なりいろいろな部会の中で、幹事会も含めて議論されている部分は、各町村に残す総合支所の機能をどこまで置くかということで、過日事務局の方から各町村の総務課の方に、各町村で考えられる必要と思われる組織と、それから職員数の部分を照会した経過があります。これは、これから具体的に詰めていきますけれども、まず各町村が必要と感じる、最低限総合支所に残して欲しいと思われる部門はどのような部門で、職員数はどれ位かということを知りました。これは、各町村でいろいろな思いがあります。最終的には、それらの考え方を含めて総合支所と本庁に機能の分担をしていくことになると思います。ただ、これは各町に照会したからすぐ体制を各総合支所に残すというのではなくて、全体的にいろいろ10ヶ町村の考え方をすり合わせしながら、最終的に総合支所に残すべき部分、これはこれから検討されます。

ただ、その中でほとんど同じように出ているのは農業委員会の統一の関係があります。これは、当然農地法関係の届け出云々をどこで処理するのかと。ただ、組織・機構の中の基本的な考え方として、住民の方々に直結するような、例えば住民の方が足を運んで来ないと事務処理ができない部分、例えば農地法の届けの関係があります。これまでは農業委員会へ住民の方が足を運んでおったと。当然そこで申請をします。その場合に、新市になったから、各総合支所ではなくて、本庁まで来なければならないというようなことについては、これは選択すべきでない。あくまでも本庁に機能を持って来るもの、基本的な考え方がありますけれども、住民の方々に直接不便なりそういうものをかけない部分の機能を本庁に持って来る。別な言い方をしますと、農業委員会のいろいろな事務処理の関係については、これは総合支所に残すようになると思います。

ただ、それは今各町村で農業委員会が扱っている事務処理を全て残すべきか、そうではなくて同じ事務処理の中でも、直接住民に関わらないところが出てくると思います。その部分というのは、それでは本庁に持ってきてもいいのか、これはこれからの議論になりますし、ただ、各農業委員会ばかりではなくて、今までの部所が持っている部分を全て残してしまうと、本庁機能は何なのということになりますし、当然効率の悪い行政運営ということになりますから、その辺についてはこれから具体的に詰めていくことになります。ただ、今の考え方としましては、いろんな手続関係というのは総合支所に対応できるということになります。

それから、具体的にそれではもっと細かい部分については、組織の関係が出てくるんですが、先ほど言いましたように、今度は事務分掌を含めた、それから条例改正も含めた部分で、総務部会や分科会において、全般にわたって検討されることになるかと思えます。

それから、さっきの農地部会、この部分は、これから取扱いをどうするかというものについては、まだ具体的に個別には、これはどんな置き方をするのか。これは、当然面積的にも多くなりますけれども、どんな方法でどうするかという部分がこれから産業部会、それから各町村の農業委員会の局長さんを含めて議論するということになるであろうと考えております。

それから、これも前回お話しがあったのですが、例えば新市農業委員の委員報酬、こういう部分につ

いては、これはまた特別職という部分で取扱いがあります。これは、既に協議会で確認をされております。ただ、具体的な額についてはこれから詰めていくようになります。ただ、その場合に、町の報酬額、それから新市になった時の市の報酬額、この部分があります。それから、これは議会議員の取扱いの中でも論議がありましたけれども、在任特例をとった場合の報酬額、それから選挙をくぐった後の報酬額、これはやはり新市になって全て同じということではないだろうということが議論されております。ですから、具体的な額は申せませんが、今度は7月までの報酬額と、それから1つの農業委員会になって、公選をした後の農業委員の報酬額、この部分については、考え方としては額的な調整が、違いが出てくるのかなという感じがします。以上です。（「いいですか委員長」の声あり）

**大内 朗委員** 来年のことですけれども、ちょっとお聞きするんですが、農業委員の方は来年の7月19日まで任期がある訳ですね。合併が3月14日になります。そうしますと新市になりますから、恐らく新市の農業委員会として発足すると思うのです。在任特例そのまま続くにしても、そうした場合には、実は会長さんは10人という訳にはいかないと思います。それに関連して3月14日に新しい農業委員会が発足して、100何名かの委員さん方で発足すると。その場合、会長さんは1人になると思うのです。新市の農業委員会。その辺と、それから恐らく議会選出委員も仮に議員を失職しても農業委員としての任期は続くと思います。それらが1つと、それから7月19日が任期ですから、その大体日程的に新しい選挙がどの時点、恐らく任期が何日位かあるだろうと思うのですが、その辺も1つ、それからその過程ですね、その辺を少し具体的に教えていただきたいと、このように思います。

**石川秋男委員長** 私が解っている範囲内で答えます。選挙は、あくまでも平成17年7月頭にやると思うのです。これは、空白期間を置かないようにですね。あとの問題は私には解りかねますので。

**濁沼事務局次長** 1つは来年の3月14日に新市が誕生したということで、農業委員会の会長さんも1人だと。それから、3月14日になっても、7月19日までは、これは前に確認されているように、栗原郡に10の委員会が存在いたします。それでありますから、当然10人の農業委員会の会長さん、それから職務代理者、これはもう既存のですね、現行の各農業委員会がそのまま存続するというふうに理解をしていいかと思えます。

それから、選挙の時期の関係であります。これは、今、委員長が言ったように、空白期間は設けないということになりますから、任期が切れる平成17年7月19日に、その前に当然選挙がなされて空白期間が生じないということになります。（「いいですか」「はい」の声あり）

**門傳 仁委員** 今考えられる中で、農業委員会の交付金の額、栗原郡全部のですね、農業委員会交付金というのがあるんですよ。その交付金の中で、職員を雇ったりなんかしている訳ですけども、その額が総額でどれぐらいになるのか分かりますか。

**濁沼事務局次長** これは、大変勉強不足なんですが、そこまでは私ども把握しておりません。

ただ、郡内に10の農業委員会が存続する訳です。当然、その事務局職員、10ヶ町村の10の農業委員会も職員を配置するということは、これも定めでありますから、そのままの職員の配置になると思います。

ただ、1つの農業委員会になった場合、何人を配置するかということについては、これは新市の具体的な組織機構、それから人員の配置等がありますが、その中で方向付けがされることになるというふうに思います。

**門傳 仁委員** 農業委員会の職員の任免に関しては、農業委員会の権限なんですよ。だから、その任免については、例えば農業委員会が何人欲しいとか、何人位必要であると言えば、それなりの交付金が全部は来る訳ではないんですけども、交付金というのは面積割、農業者割、それから単位割とかそういう基準で来るんですよ。だから、相当な額にはなると思うんですけども、その中で、それは別として、職員の任免というのは農業委員会の権限であるということ覚えておいていただきたいなと思います。

ただ、多くの場合は、役場の方からお伺いが来て、こういうふうに配置しますからよろしいでしょうかというふうな、その場合はうまく協力してやっていくしかないんですけどもね。一応そういうことが1つと、それから、当然任免なんかにつきましても、この任免、職員が何人要るかとかというのは、どこでも決まらないですから、仕事のことで決まる訳ですから、そうしますと、やはりその辺のところは逐次農業委員会と相談していかないと、なかなか分からない話ではないかなというふうに思うのです。それで、そういう細部にわたって、今後、何かなかなか産業部会で決めるんだか幹事会で決めるんだか協議会で決めるんだか分かりませんが、そういう話の中にそういう話を逐次教えていただくというような格好にしておかないと、合併した後の農業委員会の運営に差し支えるのではないかなというふうに思います。

それで、昨日、一迫町の農業委員会で総会があった訳ですが、そこで農業委員会の仕事の中に法令業務と任意業務というのがあるんですけども、任意業務の中に意見の公表というのがございまして、意見の公表ということで、昨日総会の中で公表すべき意見だということで、総会で採択をいたしましたので、その意見は持って参りましたから、後で皆さんに差し上げますので、ぜひ読んでいただきたいなというふうに思います。

内容としては、何回も私が言っているように、もう1回差し戻して小委員会を開くというふうな形なんですけど、そういうふうな形で意見の公表という形で一迫町農業委員会としては公表をさせていただくということになりました。そういうことをあえて申し上げます。

今お渡ししてよろしいですか。

これについては、意見の公表ですから、別に論評が必要な訳ではないです。

**濁沼事務局次長** よろしいですか、その前に、先ほど確認を終わりました資料の一番最後、町村の選挙区の数をお話ししました。これは、先ほど、その中で定数等検討委員会の報告書ということで、委員長名で協議会長に、今までの報告書ですということで、今皆さん方に先ほど決めていただいた内容での報告書原案というものを作りました。これを見ていただきまして、もし文言で、こういう表記ではなくて別な表記ということがあれば、ここでお話ししていただいて確認したいと思いません。それでは読み上げさせていただきます。

#### 農業委員会委員の定数等検討委員会報告書

平成15年10月30日の第6回栗原地域合併協議会において付託決定された農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設置については下記のとおり検討したので報告します。

#### 記

- 1 農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の統合後の農業委員会

の選挙による委員の定数は、40人とする。

- 2 選挙区については、当分の間農業委員会等に関する法律第10条の2第2項を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域5人、若柳町の区域6人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域2人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域2人、鶯沢町の区域2人、金成町の区域5人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫 殿

平成16年 月 日

これは日にちが入っておりませんが、次の協議会が2月5日でございますので、これに月日を入れて報告をいたします。

栗原地域合併協議会

農業委員会委員の定数等検討委員会

委員長 石川秋男

こういう内容で5日の協議会に報告したいと思います。

それで、当然この報告については委員会の委員長が報告するというので、この報告内容について委員から質疑があれば、委員長の方でお答えをしていただくということになります。これを受けて、協議会としては、協議会案件ということで正式に協議会に議案を提案するということになります。以上です。

**石川秋男委員長** ただ今事務局の方から検討委員会の報告書ということで朗読しましたけれども、この内容に決定してよろしいですか。（「はい」の声あり）

**門傳 仁委員** この検討委員会においていろいろな話があって、1番、2番の関係は決まった訳でございますが、それ以外の議論もいろいろあったはずであります。それについては、なぜ報告しないのかというのをちょっと。例えばこういうふうな意見があったと。そのことについて会長が協議会に対して報告する義務があるのではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

**濁沼事務局次長** これは、委員会報告書の表のページに、この記の部分、文言がこういう内容でよろしいのかということで、急遽、これは今までの他の委員会の部分も含めて出しています。当然、報告の裏には第1回目からの、本日までいろいろな回数ごとに議論された主だった議論内容、それから、委員さん方の出席名簿、それから開会時間、場所、議論の内容、そういうものを付けて報告書として報告いたします。最終的には、これまでの協議の要点を含めて、委員会の委員長が協議会で口頭で報告すると。当然この報告書には口頭を含め、この報告以外のもっと詳しい、これまでの委員会の協議経過を付けて報告することになります。それも含めて、その協議会に報告書として配付をするということになります。

**石川秋男委員長** よろしいですか。

**門傳 仁委員** 敢えて申し上げますが、この1ページ目ですね、できれば今後の農業委員会の運営について、過不足のない、要するに体制ができないと仕事ができないということを、敢えてその検討をしっかりとって欲しいということを、この1ページ目に載せていただきたいなというふうに思うの

ですけれども、その辺の私の意見を採択するかどうかをお聞きしていただければ、お諮りしていただければと思います。

**石川秋男委員長** 当然あれですが、今度の付託された以外の要望なので、それは当然決定して貰うかどうか分からないけれども、要望書としては出してもらわなければだめだと。

**門傳 仁委員** 徹底しないとまずい訳ですよ。

だから、本当は我々100人でやっていたのを40人でやるんだよと。その時に不足する部分が必ず出るんですよ。その部分を補完する何物もないんです。この委員会のものでは。そこまでこの委員会に付託されていないと言われれば、そのまま終わりなんですけれども、やはりそれはこういう意見があったよということでちゃんと吸い上げていただかなければだめだと思うんです。

**石川秋男委員長** だから、要望にすぎなくなるのではないかと思うんだけどね。事務局の方で、合併協議会の方で入れればそれに越したことはないけど。その辺どうなの。

**濁沼事務局次長** 今、委員さんから付託された内容ではないものだという前段のお話があったのですが、これは議会議員の定数の関係もそうなんです、これはきちっと内容を定めて小委員会なり附属機関に諮問、付託されております。当然その内容が縛られて付託されているものですから、報告書については、それに答えるような格好での報告書が筋だろうと思います。

ただ、当然そこに至るまでのいろいろな議論については、これは先ほど言ったように、当然この後ろに付く協議経過の中で出てきますし、それから委員長が口頭でその話をするということになるかと思えます。でありますから、やはりこれは報告書としては付託されたものに対する報告ということで、他のこれまでの例えば事務所の位置検討小委員会、それから議員の定数の小委員会、それから新市の名称の小委員会、これらも含めて同じように付託された内容のみの報告ということにしております。他の委員会との関係もあると思えます。それでありますから、こういう内容で報告書をまとめたということでありませう。（「はい」の声あり）

**門傳 仁委員** 検討委員会の規程の中の第1条の趣旨の中に、「合併協議会規約第12条の規定に基づき、農業委員の定数等に関する検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定める」ということで、所掌事務の中で「委員会は協議会の求めに応じ合併後の農業委員会委員の定数等について、必要な調査・検討を行い提言する」となっているんですよ。なぜ提言なんでしょうね。

**濁沼事務局次長** 「等」と入っております。この「等」の部分はどうかというと、選挙区はどのような選挙区を設けるかという部分を含めて、敢えて「等」というような文言を入れております。先ほど言いましたように、提言ができない、それから要望がなくて、その部分については口頭で報告をしますと。これは、皆さん方からこんなところの議論もありましたという部分は、委員会の委員長が報告されることと思えます。

ただ、皆さん方が全員でこの報告書の内容ではだめだという議論であれば、また別であります、ただそこに文言として入れたとしても、これはどうなのかなと。ただ、先ほど言いましたように、他の3つの委員会については、先ほど言ったように、例えばその委員さんから個々に議論された内容、それからこんな意見が出ました、こういう内容で非常に議論がなされた結果として、こういうことになりましたと。今このようになって、これまでは小委員会の報告書が出ておりますから、こういうことでよろしいのかなと。ただ、こうしたから先ほど委員長報告の中に文言を入れないとか、それから協議会の席上

において委員長がそれに触れないで報告書を報告するという部分でなければ、皆さんの考え方はきちっと協議会に報告されるのかなというような感じがいたします。

**石川秋男委員長** よろしいですか。

**門傳 仁委員** だから、1ページ目に、3項目にその他としていろいろなことを書いておくべきだと私は思いますし、書いてあるのと書いていないのと相当違うと思うのですが、お諮りをいただいて、書かなくてもいいよというのであればあとは結構です。

**石川秋男委員長** 今日は間に合わないでしょう。

**門傳 仁委員** だから、お諮りをいただければいいと思うのです。お諮りをいただいて、そんなこと書かなくなったらいいというのであれば。

**濁沼事務局次長** 文言に3とか4とか入れるという話がいいのか、委員さん方に……

**石川秋男委員長** それでは、委員さん方にお諮りをいたします。

この報告書と同時に、皆さんの前で報告することにしますが、それともこのままの報告書でいいのか、どちらを選択するのかということなんですけれども、一応一迫の門傳さんの方から話がありましたように、これまでの検討委員会の経過なり概要なりを、やはりこれと同時に委員長報告ということにすることとしたいと思いますが、皆さんいかがですか。

**門傳 仁委員** いや「したいと思います」ではなくて、ここに提言を入れるか入れないかということを決をとっていただければそれで結構です。

**石川秋男委員長** だから、それを今お諮りしているのです。

**門傳 仁委員** それで結構です。だから、提言するという事になっているんですから。

**石川秋男委員長** だから、提言する。ご異議がないかなんだか今諮っているんだから。

**濁沼事務局次長** もう1度確認をさせていただきます。

今、委員さんから農業委員会の検討委員会規程の第2条のお話がされております。第2条はこうなっております。所掌事務、「第2条 委員会は、協議会の求めに応じ、合併後の農業委員会委員の定数等について必要な調査・検討を行い提言する」、「定数等について必要な調査」、ただ、その前段はですね、「委員会は、協議会の求めに応じ」という前段があります。「協議会の求めに応じ」、協議会は検討委員会に何を求めたかという部分をもう1度ご説明させていただきます。

これは、12月21日の第1回目の検討委員会の資料の3ページをお開き願います。ここでは、農業委員会委員の定数等検討委員会スケジュールという部分があります。この中に、ここに線を引いてありますが、「なお、選挙による委員定数及び選挙区選挙については、附属機関に付託し協議会で決定する」。ここでは選挙の委員定数及び選挙区の設置についてという部分があるんですが、こういう内容からいいますと、協議会が求めた部分は、1つは委員の定数、それから2つ目が選挙区の設置の部分、また、選挙区を設ける場合は、それではどういう設置の仕方をするのか、この2つになると思います。以上です。

**石川秋男委員長** いいですか。それでは、もう1回お諮りいたします。

この報告書と同時に、今までの内容について詳細に報告することも兼ねて協議した内容を言いたいと思いますので、皆さん異議がなければ決定したいと思います。いかがですか。（「はい」「いいですか」の声あり）

**佐藤幸生委員** 一迫の門傳会長さんのご意見、あるいは地域の農業を考えると選挙区は十二分に理解できる訳でございますが、先ほど事務局の方の説明にございましたように、やはりこの合併協議会の求めに応じという大前提がある訳でございます。そういう諮問をいただいたものについて、それに回答するという大前提を曲げることは、これはルールに反することだと思います。ですから、やはりこの素案、先ほどご説明をいただいた素案、これが合併協議会の求められた、付託されたものだろうというふうに私は理解しているんです。

門傳会長さんのお話については、経過報告の中で多分2ページか3ページの経過報告になろうと思いますが、その報告を十分に合併協議会の会長並びに付託された合併協議会委員も、それぞれについて参酌をし、これからの農業行政あるいは農業委員会事務局ということについて、新市において、還元されることも可能だろうというふうな確信をしておりますので、私はこの報告書と経過説明ということで、協議会への取りまとめをいたす方が適切ではないかなということでもあります。

**石川秋男委員長** ありがとうございます。ただ今高清水の佐藤さんですか、今お話がありましたけれども、この報告書と、あとそれから今までの経過報告をしていくのがベターでないかというようなお話なんだけれども、いかがですか。

(「異議なし」の声)

**石川秋男委員長** 今、高清水の佐藤さんのお話に、ご異議なしという声がありましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**石川秋男委員長** それでは.....

**門傳 仁委員** 一応決を取っていただいた方がいいです。

**石川秋男委員長** 決を取らなくたって、今言葉で表しているんだもの。この報告書ですね、文言にして今までの経過を報告することを決定いたします。

あとございませんか。(「なし」「はい」の声あり)

**門傳 仁委員** 全体的な会議は、今日でこの委員会は終わる訳ですよ。今日で終わる訳ですね。(「はい」の声あり)大変わざわざ私達入らなくたってよかったなというような会議だったなと思いましたが、別にこれで決すれば決したで結構だと思います。

あとは、先ほど意見を公表することで差し上げましたが、一応農業委員会の総意と言うことで、一迫町農業委員会の総意として、こういうことですよ。こういうことでしたということで、後でマスコミにも出るだろうと思いますが、こういうことだったので、皆さんその時には驚かないようにしていただければいいんじゃないかなと思いますので、よろしくどうぞお願いします。あとは特にありません。

**濁沼事務局次長** ちょっとだけお伺いしておきます。

例えば今の最後のもので、意見の留保と言うことですか。そうしますと、協議会に報告する際にですね、保留というふうに聞こえたんですが、皆さんの意見の中に、私はその留保したということなんですか。

**門傳 仁委員** 留保はしていません。この場で意見書を読み上げても結構ですけども、時間も無駄ですので、そんなことはしません。

**濁沼事務局次長** 分かりました

石川秋男委員長　それではですね、ご意見もないようでございますので、この辺で閉会といたしたいと思しますので、大変不慣れな議長役ですいませんでした。ありがとうございました。

#### 4．閉会の挨拶

小野寺(桂)調整第二班長　大変お疲れさまでございました。

それでは、ここで閉会の挨拶を飯田副委員長さんの方にお願ひ申し上げまして、閉会とさせていただきます。

飯田 明副委員長　皆さん本日までいろいろご協議いただきましてありがとうございました。

一応、協議会の方からの農業委員会の委員の定数等の検討委員会ということでこのような形で、協定項目として、これは今日決まった内容等を報告書として報告する訳でございますけれども、なかなか難しいのかなというふうに私も思いました。

基本的には新しい市になるということは、将来的なことも考えて、基本的には行政改革を行うというものもあると思います。そういう部分では、会長さん達も10人の会長さんが1人になる訳ですし、委員さん方も少なくなる訳ですけれども、それで今回いろいろとご協議いただいた農業委員会は1つという数、要するに自分の身をすり減らすというような形の話を集まっていたいていただく。そういう部分で、やはりこういった協議をする中では行政主導で行われている部分でありますので、その部分でやはり本当に、皆さん1人1人の考えもあるうかと思うのですけれども、ただ我々はもう、こういう段階で協定項目もいろいろと決まりつつありますし、そういった形で審議の方も進んでいる訳です。新市になっていく時にいろいろと細かいことも決まってくるということもありますけれども、その部分は今日ご参会いただいた農業委員会会長さん皆さん方がいらっしゃる訳ですけれども、恐らくこれからも農政と農業振興という形でいろいろとご尽力していただく形になるかと思ひます。その時には忌憚のない意見を行政の方に提言をしていく。そういったことが、今日いろいろと出していただいた意見と皆さんの話を聞いて必要なことなのかなということなんです。

それと、新しく新市になってというか、要するに1つの大きな固まりとしてやっていく訳なんですけれども、それは自分達の問題、自分達の地域の方から解決していかねばならないと。それを、お金の面でもそうですし、いろいろな生活、そういう経済の活性化ということもいろいろ含めてだと思ひます。そういった部分で、いろいろと納得いかない部分も皆さんの中にはあるかもしれません。けれども、そういうことを乗り越えて、やはり我々の新市に向かって邁進していかねばならないなというような気がしますので、そういう部分では協議会の方でも、地域のという意味で決めていただいて、今の状況をおっしゃっていただく、検討していただいた上で、またそういうことも行政側に言っていただきたいというふうに考えています。

それから、とにかく何とか3回ということで、こういう形で一応の報告ができるのは皆さんのご協力によるものと私の方からありますが、お礼申し上げたいと思ひます。本当に皆さん、長い時間ありがとうございました。ご苦労様でした。

午後3時15分 閉会